

清須市同時

2025年3月21日（金）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第一グループ
担当 丹羽、内田
ダイヤルイン 052-961-7254
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 林、中島
内線 3050、3008
ダイヤルイン 052-954-6225

清須市における土壌汚染について

清須市が、市内の道路用地において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。
県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

清須市

(2) 報告年月日

2025年3月21日（金）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県清須市西市場五丁目5番20の一部

(4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害 物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.014mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m	1／14
砒素及び その化合物	0.061mg/L (6.1倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	0～0.5m 2.0～2.9m 4.0～4.1m	3／14
ふっ素及び その化合物	1.1mg/L (1.4倍) ^{注1}	0.8mg/L 以下	0～0.5m 2.0～2.2m	1／14

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

全ての調査地点で法に規定する地下水基準に適合しました。

(6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水性シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

清須市は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、同市に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、周辺の飲用井戸の有無等を調査した上で、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 連絡先

清須市建設部新清洲駅周辺まちづくり課

住所：清須市須ヶ口 1238 番地

電話：052-400-2911（代表）

4 調査対象地の概要

（1）面積

1,060.32 m²

（2）調査対象地の利用状況

調査対象地は、1996 年から 2006 年 2 月まで、自動車の販売を行う事業所の敷地の一部、2006 年 3 月から 2024 年 11 月まで、新聞の印刷工場の敷地の一部でした。2024 年 12 月以降は、清須市の道路用地です。今回汚染が判明した各物質は、調査対象地内において取扱履歴は確認されていません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

・砒素及びその化合物

急性の中毒症状としては、めまい、頭痛、四肢の脱力、全身疼痛、麻痺、呼吸困難、角化や色素沈着などの皮膚への影響、下痢を伴う胃腸障害、腎障害、末梢神経障害が報告されており、砒素化合物の致死量は体重1kg あたり砒素として1.5～500mg と考えられています。

慢性の中毒症状としては、砒素に汚染された井戸水を飲んだことによって、皮膚の角質化や色素沈着、末梢性神経症、皮膚がん、末梢循環器不全などが報告されています。

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/L の濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L 以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。

なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg 以下としています。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)